

テナントの入居や建物の増改築などで消防法令違反！？

テナントの入居や建物の増改築などをお考えの方へ

テナントの入居や建物の増改築などによって、重大な消防法令違反となることがあります。

- ・ 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ・ 増築、隣接建物と接続する工事
- ・ 窓、扉、シャッターなどの開口部を変更する工事
- ・ 窓、扉、シャッターなどの開口部をふさぐ機械、棚などの設置



これらをお考えの方は、事前に管轄の消防署にご相談ください！

重大な消防法令違反とは

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物の、これらの消防用設備等のいずれかが過半にわたって設置されていないもの若しくは機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいいます。

消防法に違反すると、消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
違反した建物名や所在地等が公表される場合があります。

重大な消防法令違反の例

例1 事務所を飲食店に変更



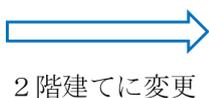
1階の用途変更



自動火災報知設備
が必要に！！

延べ面積300㎡以上の
特定複合用途のため、
自動火災報知設備が義務

例2 平屋を2階建てに変更（増築）



2階建てに変更

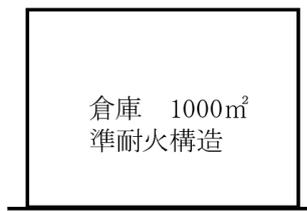


屋内消火栓設備、
自動火災報知設備
が必要に！！

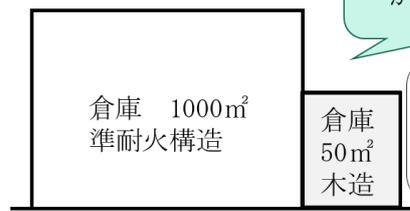
延べ面積700㎡以上の
倉庫のため、
屋内消火栓設備が義務

延べ面積500㎡以上の
倉庫のため、
自動火災報知設備が義務

例3 木造の建物を増築



木造の倉庫を増築

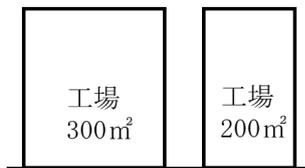


建物全体が**その他の構造**となる

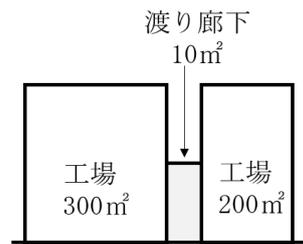
屋内消火栓設備
が必要に！！

その他の構造で
延べ面積700㎡以上の
倉庫ため、
屋内消火栓設備が義務

例4 渡り廊下で隣接する建物と接続（増築）



渡り廊下で接続

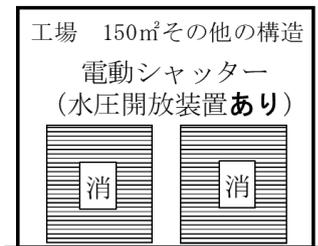


延べ面積が増加

自動火災報知設備
が必要に！！

延べ面積500㎡以上の
倉庫のため、
自動火災報知設備が義務

例5 シャッターを変更



シャッターを変更

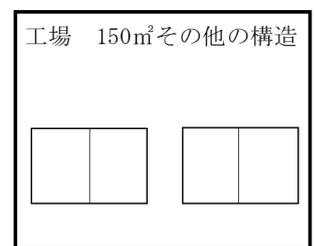


避難上又は消火活動上有効な
開口部を有しない階となる

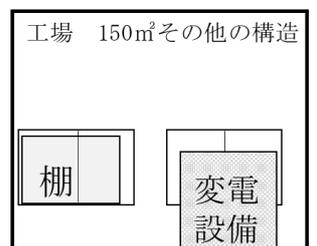
屋内消火栓設備
が必要に！！

避難上又は消火活動上
有効な開口部を有しない
階の床面積が150㎡以上の
倉庫のため、
屋内消火栓設備が義務

例6 窓をふさぐ



窓の内外に柵、
機械などを設置



避難上又は消火活動上有効な
開口部を有しない階となる

屋内消火栓設備
が必要に！！

避難上又は消火活動上
有効な開口部を有しない
階の床面積が150㎡以上の
倉庫のため、
屋内消火栓設備が義務



お問い合わせ先

- 川口市南消防署 管理課 査察指導係 TEL 048-222-8280
- 川口市北消防署 管理課 査察指導係 TEL 048-261-3182
- 川口市東消防署 管理課 査察指導係 TEL 048-287-3574